

馬頭町・小川町合併協議会

第9回協議会資料

平成 17 年 4 月 21 日

馬頭町山村開発センター

【 目 次 】

(1) 報告事項 (P1)

報告第 4号	平成16年度馬頭町・小川町合併協議会歳出予算の流 用について	P 1
報告第 5号	馬頭町・小川町合併協議会調整会議規程の一部改正に ついて	P 3
	馬頭町・小川町合併協議会調整会議規程の一部を改正する規程	P 4
	馬頭町・小川町合併協議会調整会議規程新旧対照表	P 5
報告第 6号	新町特別職等報酬等審議会設置要綱について	P 6
	新町特別職等報酬等審議会設置要綱	P 7

(2) 協議事項 (P9)

協議第47号	新町の町章について	P 9
	新町町章募集要領(案)	P 10
	新町町章選定要領(案)	P 13

(3) その他 (P15)

	那珂川町発足までの想定スケジュールについて	P 15
--	-----------------------	------

報告第4号

平成16年度馬頭町・小川町合併協議会歳出予算の流用について

平成16年度馬頭町・小川町合併協議会歳出予算について、別紙のとおり流用を行ったので報告する。

平成17年4月21日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎和郎

平成16年度馬頭町・小川町合併協議会 歳入歳出予算の流用

歳入

(単位:千円)

款	項	流用前の額	流用額	予算現額	説明
1	負担金	7,000	0	7,000	
	1 負担金	7,000	0	7,000	
2	補助金	4,372	0	4,372	
	1 補助金	4,372	0	4,372	
3	繰越金	0	0	0	
	1 繰越金	0	0	0	
4	諸収入	1	0	1	
	1 諸収入	1	0	1	
歳入合計		11,373	0	11,373	

歳出

(単位:千円)

款	項	節	流用前の額	流用額	予算現額	説明
1	運営費		5,224	0	5,224	
	1	会議費	752	0	752	
		1 報酬	650		650	
		9 旅費	16		16	
		11 需用費	86		86	
	2	事務費	4,472	0	4,472	
		9 旅費	30		30	
		11 需用費	1,090		1,090	
		12 役務費	415		415	
		13 委託料	970		970	
		14 使用料及び賃借料	1,725		1,725	
		18 備品購入費	242		242	
2	事業費		5,649	0	5,649	
	1	事業推進費	5,649	0	5,649	
		11 需用費	1,912	1	1,911	役務費へ
		12 役務費	13	1	14	需用費より
		13 委託料	3,544		3,544	
		14 使用料及び賃借料	180		180	
3	予備費		500	0	500	
	1	予備費	500	0	500	
		1 予備費	500		500	
歳出合計			11,373	0	11,373	

平成16年度馬頭町・小川町合併協議会 歳入歳出予算の流用

歳入

(単位:千円)

款	項	流用前の額	流用額	予算現額	説明
1	負担金	10,000	0	10,000	
	1 負担金	10,000	0	10,000	
2	補助金	2,500	0	2,500	
	1 補助金	2,500	0	2,500	
3	繰越金	0	0	0	
	1 繰越金	0	0	0	
4	諸収入	1	0	1	
	1 諸収入	1	0	1	
歳入合計		12,501	0	12,501	

歳出

(単位:千円)

款	項	節	流用前の額	流用額	予算現額	説明
1	運営費		4,624	0	4,624	
	1	会議費	752	0	752	
		1 報酬	650		650	
		9 旅費	16		16	
		11 需用費	86		86	
	2	事務費	3,872	0	3,872	
		9 旅費	30		30	
		11 需用費	1,090		1,090	
		12 役務費	415		415	
		13 委託料	1,092	122	970	使用料及び賃借料へ
		14 使用料及び賃借料	1,003	122	1,125	委託料より
		18 備品購入費	242		242	
2	事業費		7,377	0	7,377	
	1	事業推進費	7,377	0	7,377	
		11 需用費	1,182		1,182	
		13 委託料	6,195		6,195	
3	予備費		500	0	500	
	1	予備費	500	0	500	
		1 予備費	500		500	
歳出合計			12,501	0	12,501	

【第5回協議会(H17.1.19)未報告分】

報告第 5 号

馬頭町・小川町合併協議会調整会議規程の一部改正について

馬頭町・小川町合併協議会調整会議規程の一部を別紙のとおり改正したので報告する。

平成 17 年 4 月 21 日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川 崎 和 郎



馬頭町・小川町合併協議会調整会議規程の一部を改正する規程

馬頭町・小川町合併協議会調整会議規程の一部を次のように改正する。

平成17年4月1日

馬頭町・小川町合併協議会長 川崎 和郎

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

区分	委員					
馬頭町	町長	助役	収入役 職務代理者	教育長	総務課長	企画情報 課長
小川町	町長	助役	収入役	教育長	総務課長	企画財政 課長

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

馬頭町・小川町合併協議会調整会議規程新旧対照表(関係条項)

新	旧																																										
<p>(組織)</p> <p>第3条 調整会議は、別表に掲げる職にある委員をもって組織する。</p> <p>2 調整会議に、議長1名、副議長1名を置く。</p> <p>3 議長及び副議長は、委員となる者の互選による。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成16年11月16日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th colspan="6">委員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>馬頭町</td> <td>町長</td> <td>助役</td> <td>収入役 職務代 理者</td> <td>教育長</td> <td>総務課 長</td> <td>企画情 報課長</td> </tr> <tr> <td>小川町</td> <td>町長</td> <td>助役</td> <td>収入役</td> <td>教育長</td> <td>総務課 長</td> <td>企画財 政課長</td> </tr> </tbody> </table>	区分	委員						馬頭町	町長	助役	収入役 職務代 理者	教育長	総務課 長	企画情 報課長	小川町	町長	助役	収入役	教育長	総務課 長	企画財 政課長	<p>(組織)</p> <p>第4条 調整会議は、別表に掲げる職にある委員をもって組織する。</p> <p>2 調整会議に、議長1名、副議長1名を置く。</p> <p>3 議長及び副議長は、委員となる者の互選による。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成16年11月16日から施行する。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th colspan="6">委員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>馬頭町</td> <td>町長</td> <td>助役</td> <td>教育長</td> <td>総務課 長</td> <td>企画情 報課長</td> <td>税務課 長</td> </tr> <tr> <td>小川町</td> <td>町長</td> <td>助役</td> <td>収入役</td> <td>教育長</td> <td>総務課 長</td> <td>企画財 政課長</td> </tr> </tbody> </table>	区分	委員						馬頭町	町長	助役	教育長	総務課 長	企画情 報課長	税務課 長	小川町	町長	助役	収入役	教育長	総務課 長	企画財 政課長
区分	委員																																										
馬頭町	町長	助役	収入役 職務代 理者	教育長	総務課 長	企画情 報課長																																					
小川町	町長	助役	収入役	教育長	総務課 長	企画財 政課長																																					
区分	委員																																										
馬頭町	町長	助役	教育長	総務課 長	企画情 報課長	税務課 長																																					
小川町	町長	助役	収入役	教育長	総務課 長	企画財 政課長																																					

報告第6号

新町特別職等報酬等審議会設置要綱について

新町特別職等報酬等審議会設置要綱について、別紙のとおり定めたので報告する。

平成17年4月21日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎和郎

新町特別職等報酬等審議会設置要綱

(設置)

第1条 馬頭町・小川町合併協議会長(以下「協議会長」という。)の諮問に応じ、馬頭町及び小川町が合併して設置される那珂川町(以下「新町」という。)の議会議員の報酬の額、町長、助役、収入役、教育長及び職務執行者の給料の額(以下「報酬等の額」という。)について審議するため、馬頭町・小川町合併協議会新町特別職等報酬等審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(諮問及び所掌事項)

第2条 協議会長は、新町における報酬等の額について、審議会に諮問するものとする。
2 審議会は、前項の諮問に関して審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員8人をもって組織する。
2 委員は、馬頭町及び小川町の長が推薦する者をもって協議会長が委嘱する。
3 委員は、前条第1項の諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長1名及び副会長1名を置く。
2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、協議会長が招集する。
2 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。
3 会長は、会議の議長となる。
4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
5 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(報酬)

第6条 委員が会議に出席したときは、報酬を支給する。

(費用弁償)

第7条 委員が、公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

(報酬及び費用弁償の額等)

第8条 報酬及び費用弁償の額及び支給方法は、馬頭町・小川町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の例による。

(報告)

第9条 会長は、審議会の協議の経過及び結果について、協議会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、馬頭町・小川町合併協議会事務局及び関係する専門部会が処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協議会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月14日から施行する。

協議第 4 7 号

新町の町章について

新町の町章について、次のとおり提案する。

新町の町章については、「新町町章募集要領」及び「新町町章選定要領」を定め、協議会で選定するものとする。

平成 1 7 年 4 月 2 1 日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎 和 郎

新町町章募集要領(案)

1 目的

馬頭町及び小川町が平成17年10月1日に合併して誕生する「那珂川町」の町章を制定するため、新町の将来像である「豊かな自然と文化にはぐくまれ、やさしさと活力に満ちたまちづくり」にふさわしい町章デザインを募集することを目的とする。

2 応募資格

- ・応募資格は問わない。

3 募集の内容

募集する町章デザインは、次のとおりとする。

- ・新町の将来像である「豊かな自然と文化にはぐくまれ、やさしさと活力に満ちたまちづくり」にふさわしい町章(作品)であること。
- ・町旗、バッチ等にも使用できるデザインであること。
- ・用紙の地色を含め4色以内であること。なお、グラデーション(色を段階的に変化させること)は不可とする。
- ・単色で表現してもイメージや安定感が損なわれないものであること。
- ・自作の未発表作品で、他の地方公共団体等の章及び他商標等と類似しないものであること。

4 募集の周知方法

- ・2町の広報紙
- ・2町のホームページ
- ・募集チラシ(各戸及び2町の主な施設への配布)
- ・各情報メディア

5 募集の方法等

(1) 募集方法

- ・募集チラシに付いている専用の応募用紙のほか、馬頭町及び小川町のホームページからダウンロードして白色のA4用紙に印刷するか、白色のA4用紙を縦長にして縦横15cmの枠(枠外に天地を明示。)を書いて使用することとする。

- ・用紙 1 枚に 1 作品とする。
- ・応募の際は、デザイン部分が折れ曲がらないように配慮することとし、持参又は封書による郵送等（メール、ファックスは不可）とする。
- ・同一人による複数応募も可能とする。

（ 2 ） 記載内容

- ・新町の町章デザイン（縦横 1 5 cm の枠内に描くこと。）
- ・デザインの趣旨（ 1 0 0 文字以内）、住所、氏名、年齢、性別、電話番号、職業（学生・生徒は学校名と学年）。白色の A 4 用紙を用いる場合は、枠外に記載することとする。

6 募集期間

平成 1 7 年 5 月 1 日（日）～ 6 月 2 0 日（月）までとする。
但し、郵送の場合は、当日消印有効とする。

7 賞金等

応募作品の中から次の賞を決定し、賞金等を贈呈する。

- ・優秀賞 1 点 5 万円分の全国共通商品券
- ・佳作 4 点 1 万円分の全国共通商品券

8 採用作品決定のお知らせ

合併協議会における選定の経過及び結果を 2 町の広報紙、ホームページ等に掲載するとともに、入賞者に別途通知する。

9 応募作品の取扱い

- ・応募された作品の一切の権利は、合併協議会を構成する馬頭町及び小川町に帰属するものとする。
- ・採用された作品の使用にあたっては、モノクロで利用する場合がある。
- ・応募作品は返却しないものとする。

10 応募作品の補作

応募作品をそのまま採用することが困難な場合は、必要に応じて、作品の趣旨を損なわない範囲で補作することができるものとする。

11 応募先及び問合せ

・馬頭町・小川町合併協議会事務局

〒324 0613 那須郡馬頭町大字馬頭 555 番地 馬頭町山村開発センター内

Tel 0287 92 8001 Fax 0287 92 3039

E-mail : gappei@town.bato.tochigi.jp

・馬頭町総務課

〒324 0692 那須郡馬頭町大字馬頭 409 番地

Tel 0287 92 1111 Fax 0287 92 2406

E-mail : soumu@town.bato.tochigi.jp

・小川町企画財政課

〒324 0595 那須郡小川町大字小川 2814 番地 1

Tel 0287 96 2112 Fax 0287 96 4545

E-mail : gappei@town.ogawa.tochigi.jp

新町町章選定要領(案)

1 選定基準

新町の町章は、新生「那珂川町」の将来像である「豊かな自然と文化にはぐくまれ、やさしさと活力に満ちたまちづくり」にふさわしいもので、下記の条件に当てはまるものの中から選定するものとする。

- (1) 新町の将来像にふさわしい町章(作品)であること。
- (2) 町旗、バッチ等にも使用できるデザインであること。
- (3) 用紙の地色を含め4色以内であること。なお、グラデーション(色を段階的に変化させること)は不可とする。
- (4) 単色で表現してもイメージや安定感が損なわれないものであること。
- (5) 自作の未発表作品で、他の地方公共団体等の章及び他商標等と類似しないものであること。

2 選定方法

(1) 事前審査(協議会事務局)

応募作品について、最低限の記載(デザイン、デザインの趣旨、住所、氏名)のないもの及び応募の条件を満たしていないものについては事前に審査し、これらのものについては、第一次選定の対象から除外するものとする。

(2) 第一次選定(調整会議)

調整会議では、新町の町章として応募のあったものの中から、新町の町章としてふさわしい作品10点程度を、調整会議において協議により選定するものとする。

(3) 第二次選定(協議会)

選定基準により、新町にふさわしい町章を選定することとし、第一次選定(調整会議)で選定された作品の中から協議会において協議により5点を選定する。

5点の作品の中から優秀賞1点を選定し、新町の町章として確認するものとする。また、優秀賞にもれた4点は佳作とする。

- (4) 第一次選定及び第二次選定において協議による選定が困難な場合は、出席者(協議会においては正副会長を含める。)による投票により選定する。

3 選定にあたっての留意点

新町の町章の選定にあたっては、その町章のデザインの趣旨等についても留意するものとする。

4 応募作品の補作

応募作品をそのまま採用することが困難な場合は、必要に応じて、作品の趣旨を損なわない範囲で補作することができるものとする。

那珂川町発足までの想定スケジュール

区分		平成16年度			平成17年度									
		3月			4月	5月	6月	7月		8月	9月		10月	
町議会		17日 合併関連4議案議決					定例会					定例会		
協議会	協定項目及び調整会議項目の報告	第7回 3日	第8回 24日		第9回 21日		第10回 1日			第11回 28日			第12回 22日	
調整会議	協定項目及び建設計画の協議調整				第9回 14日		第10回 26日			第11回 21日			第12回 15日	
専門部会・分科会	事務事業一元化調整	公共施設等の名称検討作業					施設名称の協議会報告							
		事務事業一元化調整・一元化調書の作成			一元化結果の協議会報告		表示等変更工事							
							一元化結果の協議会報告			一元化結果の協議会報告				
											職員研修			
組織機構及び人事配置計画	組織機構	組織機構策定作業				全庁周知								
	一般職の職名及び給与				人事配置計画検討、作成									
	特別職				職名及び給与の調査							異動内示	辞令交付準備	
					非常勤特別職の報酬額(案)調査									
					特別職報酬審議会の開催・調査					協議会報告				
地域情報化計画	地域高度情報化調査研究	地域高度情報化調査研究												
	電算システム統合整備基本方針等策定	電算システム統合整備基本方針等策定				サーバ室改築完了				統合作業			最終確認	
						データ移行				各種帳票類印刷発注・納品				
条例規則等の整備	例規原案作成調書作成	例規原案作成調書作成												
	第1次例規原案のとりまとめ	第1次例規原案のとりまとめ											(議会説明)	
							第2次例規原案のとりまとめ						仮例規等納品	
										例規原案確定				
予算・決算関係	合併準備予算要求	合併準備予算要求				合併準備予算査定		合併準備予算補正					仮出納整理期間	
										那珂川町暫定予算編成			那珂川町暫定予算査定	
										那珂川町本予算編成			那珂川町本予算仮査定	(議会説明)
新町町章選定	募集要領等の決定	募集要領等の決定												
	募集期間(5月1日~6月20日)	募集期間(5月1日~6月20日)												
							応募のとりまとめ作業		町章選定			町旗作製		
移転作業	移転物件調査	移転物件調査												
							移転計画策定						移転実施	
その他合併準備	ガイドブック作成準備、印刷	ガイドブック作成準備、印刷												
												全戸配布		

新生那珂川町発足